

質 問 書

2024 年 2 月 9 日

「フィリピン国(カガヤン川流域)重要流域治水対策強化プロジェクト」

(公示日:2024 年 1 月 31 日/調達管理番号:23a00765)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	12 頁、企画競争説明書の第 2 章、第 3 条、2. (5)環境社会配慮	下段の注意書きに環境カテゴリーの分類基準見直しにより、カテゴリ B が妥当と判断されたとあるが、見直しの基準となるガイドラインは何を参照しているのか。	企画競争説明書の注釈 5 の記載が誤りでしたので訂正します。JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月公布)の 2.2 に基づき JICA は、プロジェクトのカテゴリ分類を行います。カテゴリ分類に係る一律の判定基準については作成・公表しておりません。
2	12 頁、企画競争説明書の第 2 章、第 3 条、2. (5)環境社会配慮	「JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月)」において B が妥当と判断される、とあるが、本業務で用いるガイドラインは 2022 年 1 月でなくてもよいのか。 JICA のホームページには、「2022 年 3 月 31 日以前の案件については、引き続き「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月版)」との記載があるため確認させてください。	本業務は 2022 年 3 月 31 日以前に要請を受けた案件に該当しますので、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月版)をご参照ください。
3	P22. 3. 事業概要(5)インプット(投入) 【カガヤン川流域】	本業務は治水対策を主とした業務となっておりますが、利水に係る(チ)灌漑計画、(ツ)水力発電計画のポジションにおいて、想定されている業務内容をご教示いただけませんか。	本業務においては、堆砂対策の実施によって得られる有効貯水容量の増加分を治水機能として活用することとしており、同時に既存の灌漑機能を確保することとしているため、この分野の専門的な検討が必要と考え、灌漑計画団員を配置しています。

			<p>水力発電計画も同様に、既存の水力発電機能を確保することとしていることから、水力発電計画団員を配置しています。なお、検討の実施にあたっては、国家灌漑庁マガット総合灌漑事業(NIA-MARIIS)と連携いただくことを想定しています。</p> <p>その他、複数機能を有する多目的ダム の検討により、灌漑対策にも貢献しうる施設の検討を行っていただく想定です。</p>
4	<p>P25.</p> <p>4. 事業の枠組み</p> <p>(3) 調査項目</p>	<p>「ステージ 3-1 プレフィージビリティ調査」では、前段の「ステージ2:治水計画マスタープランの更新」の結果より選定される優先事業により、その作業内容、工数が異なってくるのが想定されます。現時点で想定、期待される優先事業選定に関する情報があればご教示いただけませんか。</p>	<p>優先事業については、ステージ2段階で相手国政府及び JICA が協議を行い、マスタープランの方向性を確定しながら決めていくこととなります。現時点では、本案件の詳細計画策定調査報告書のとおり、マガットダムの堆砂対策及び捷水路が優先事業になる想定のもと、当該公示を行っていません。</p> <p>各応募者は、上限金額範囲内でより効果が高いと提案される優先事業がある場合は、その優先事業を提案書に含めてください。</p> <p>上限金額を超える場合には、その作業内容及び工数を別提案としてください。なお、想定するプレフィージビリティ調査は、特記仕様書第3条(2) (及び脚注6及び7) のとおりです。</p>
5	<p>29 頁、企画競争説明書の別紙2の(3)</p>	<p>別紙2に(3)に、PDM の変更に関する記述がある。本プロジェクトにおいて PDM は存在しないという認識である。間違いはないでしょうか。</p>	<p>開発調査型技術協力である本案件では PDM 及びモニタリングシートの作成は不要です。当方の記載に誤りがありました。よって、各応募者におかれましてはその前提で、提案書の作成をお願いします。</p>

6	31 頁、企画競争説明書の別紙 3 の 1.	ワーク・プランの記述があるが、業務計画書及びインセプションレポートという認識で良いか。さらに、「期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。」とあるが、これは不要であるという認識で良いか。	別紙 3 共通業務内容 1. には、「業務計画書およびワーク・プラン」という表記となっておりますが、特記仕様書では業務計画書としていることから、業務計画書の提出を想定しています。また、インセプションレポートについては、業務計画書の内容と重複する部分はありますが、p.18-19 に記載の内容も含めて、相手国実施機関等に本案件の今後の進め方について合意すべき事項を含むものとして考えています。また、本業務では期分けを想定していませんので、期初にワーク・プランを改訂して提出することは不要です。
7	31 頁、企画競争説明書の別紙 3 の 2.	合同調整委員会(JCC)の開催支援についての記述があるが、本プロジェクトにおいては、JCCを SC と読み替え、ステアリングコミッティを適切に開催する。ということで良いか？ R/D の Annex5 には SC(ステアリングコミッティミーティング)に関して示されているため。	ご認識のとおりです。一般的に開発調査型技術協力では、合同調整委員会(JCC)が果たす機能をステアリングコミッティ(SC)が持ちます。
8	31 頁、企画競争説明書の別紙 3 の 3.	「発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と協働で作成・・・」の報告書とは？ 説明書の P.17 の報告書等には記載されていない。	開発調査型技術協力である本案件においては、モニタリング報告書の作成は不要です。当方の記載に誤りがありました。よって、各応募者におかれましてはその前提で、提案書の作成をお願いします。

以上